（港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条　港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　港湾の効率的な運営

第十四条の次に次の一条を加える。

（港湾の効率的な運営）

第十四条の二　港湾の効率的な運営に関する事項は、港湾及びその周辺地域における土地利用及び事業活動の状況、港湾施設の利用状況等を考慮して、港湾の効率的な運営を図ることができるように、民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する取組及びこれを実施する区域を定めるものとする。

附　則

この省令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年九月十五日）から施行する。

告　示

○総務省
○法務省
○経済産業省告示第四号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり認定認証業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月九日

総務大臣　川端　達夫
法務大臣　平岡　秀夫
経済産業大臣　鉢呂　吉雄

○厚生労働省告示第三百十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。ただし、同年九月三十日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年九月九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表Ⅱ区分０５７(1)に次のように加える。

⑥	ライナーⅣ	77,500円
⑦	廃止に係る認定認証業務の名称　Accredited Signパブリックサービス2	
⑧	廃止に係る認定認証業務を行う者の名称　日本認証サービス株式会社	
⑨	廃止に係る認定認証業務を行う者の住所　東京都港区芝一丁目10番11号	
⑩	認定の年月日　平成13年10月19日	
⑪	廃止しようとする年月日　平成23年９月16日	
⑫	旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　44FD　3E54　EC95　50BB　A691　D7FF　9911　AAD7　0DBE　F1EF	
⑬	新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　C0B0　AF53　3455　80EA　9D60　BF7C　6769　2429　E4BD　7468	
⑭	旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　50CE　C125　D692　68BC　898E　272F　469B　2D9B　A923　07BE	
⑮	新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　82B1　48C1　8AF9　BAE5　F62C　B9FF　18ED　28DD　7FE5　0C0C	

○法務省告示第四百二十五号

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第九条第一項及び第二項（同令第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件（平成十九年法務省告示第百二号）の一部を次のように改正する。

この改正は、平成二十三年九月十五日から効力を生ずる。

平成二十三年九月九日

法務大臣　平岡　秀夫

1中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする。

別表Ⅱ区分０５９(3)を次のように改める。

(3)	人工関節固定強化部品	
	① 人工関節固定強化部品(I)	15,400円
	② 人工関節固定強化部品(II)	15,400円

別表Ⅱ区分１３３⑨④を次のように改める。

④　脳血栓除去用

ア	ワイヤー型	274,000円
イ	破砕吸引型	430,000円

別表Ⅱに次のように加える。

168　心腔(くう)内超音波プローブ

(1)	標準型	293,000円
(2)	磁気センサー付き	320,000円

別表Ⅵ区分００１中「3,959円」を「4,264円」に改める。

別表Ⅵ区分００２中「2,660円」を「2,838円」に改める。

別表Ⅵ区分００３中「3,061円」を「3,239円」に改める。

別表Ⅵ区分００５中「3,166円」を「3,344円」に改める。

別表Ⅵ区分００６中「878円」を「1,028円」に改める。

別表Ⅵ区分００７中「894円」を「1,069円」に改める。

別表Ⅵ区分００８中「1,000円」を「1,175円」に改める。

別表Ⅵ区分００９中「943円」を「1,118円」に改める。

別表Ⅵ区分０１０中「1,295円」を「1,427円」に改める。

別表Ⅵ区分０１１中「93円」を「115円」に改める。

別表Ⅵ区分０１２中「106円」を「128円」に改める。

別表Ⅵ区分０１４中「698円」を「737円」に改める。

○農林水産省告示第千七百二十四号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年九月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第22787号 平成20年７月25日	平成20年10月２日	RED BULL	HOEFREDBULL
第22788号 平成20年７月25日	平成20年10月２日	ETNA	HOEFETNA
第22865号 平成20年８月28日	平成20年12月10日	伊豆宝山（いずほうざん）	笠岡宝山（かさおかほうざん）
第23330号 平成20年12月24日	平成21年２月23日	カーネココ	ホコマムカネムピ
第23833号 平成21年６月18日	平成21年８月18日	秀あずま（しゅうあずま）	秀あずまや（しゅうあずまや）